

消防操法実施要領

操法は、「消防操法の基準」（昭和47年5月11日消防庁告示第2号）並びに「消防訓練礼式の基準」（昭和40年7月31日消防庁告示第1号）によるほか次の要領により行う。

1. 消防操法の種別

(1) ポンプ車操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース2線延長（各線ともホース3本）とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

(2) 小型ポンプ操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース1線延長（ホース3本）とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

2. 水利の種類・位置

水利は、防火水そうとし、ポンプ右側後方とする。

3. 操法開始要領

- ア 操法実施隊員は、係員の「出場準備」の合図により待機線上に「整列休め」の姿勢で待機する。
- イ 審査班長の「操法開始」の合図により操法を開始する。

4. 報告要領

ア 操法開始時の場合

指揮者は、集合指揮位置で点呼をとったのち、審査班長に対し、「◎都道府県○市町村消防団、ただいまからポンプ車（小型ポンプ）操法を開始します。」と報告する。

イ 操法終了の場合

指揮者は、各隊員から点検報告を受領したのち、審査班長に対し、「◎都道府県○市町村消防団、ポンプ車（小型ポンプ）操法を終了しました。」と報告する。

5. 火点の標識

有効放水測定装置付標的とする。

6 退場要領

指揮者は「わかれ」の号令後、すみやかに「撤収」と指示をする。（各隊員はすばやく車両等の撤収をおこなう。）

7 審査班長・審査副班長の操法進行の合図

ポンプ車の部

操法開始合図

待機線上にいる指揮者の延長線（開始報告を受ける位置との交差点付近）上で、審査班長が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

第2線延長開始合図

3番員が、定位について後『約10秒後』に審査副班長が『白旗を正面水平から真上』に振り「第2線延長開始！」と合図する。

放水中止合図

第2線延長の3番員が、定位について後『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長が1番員の概ね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

小型ポンプの部

操法開始合図

待機線上にいる指揮者の延長線（開始報告を受ける位置との交差点付近）上で、審査班長が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

放水中止合図

2番員が、定位について後『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長が1番員の概ね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

8. 操法実施上の基本的事項

(1) 全般的事項

ア 操法は、安全を確保するとともに迅速確実に行うこと。

イ 送水圧力は 4 kg/cm^2 または 0.4 MPa 以下とすること。

ウ 指揮者および隊員の動作は、原則としてかけ足とし、動作および操作の区切りは、節度正しく行うこと。

ただし、両手に物を持っているときは動作の流れに沿って良い。

エ 隊員は、使用機械器具に精通するとともに、これの愛護に心掛け、操法実施前後には、任務分担に基づき機械器具の点検を行うこと。

オ 吸管補助員を1名つけること。

吸管補助員は防火水そうに投入された吸管を確保するとともに隊員が指揮者の「おさめ」の号令により集合線に集まる際に支障にならないように吸管を水そうから出し、移動すること。

(2) 指揮者について

ア 指揮位置は、常に指揮に便利で、かつ、各隊員を掌握出来る位置であること。

イ 各隊員の動作および操作を十分に監視し、必要により指示命令を与えること。

ウ 号令は、明りょうで、指示・命令は、簡明適切であること。

(3) 指揮者および隊員について

ア 操作の姿勢については、次により行うこと。

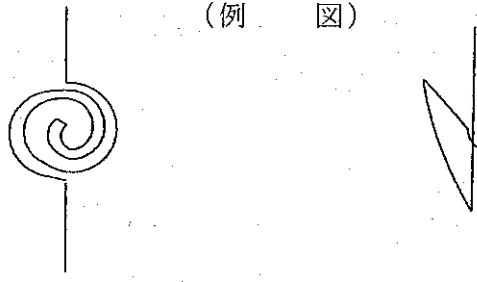
(ア) 低い姿勢で操作を行うときは、折りひざまたはこれに準じた姿勢をとること。

(イ) 立った姿勢で操作を行うときは、足を1歩開くかまたは踏み出した姿勢をとること。

イ 他の隊員の任務に属する操作を行ってはならない。

ウ 延長ホース（第1ホース、第2ホース）に、送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ（例図参照）がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。

(例 図)



エ 事故防止を図るため、必要なときは臨時の処置を行うこと。

(4) 各操作要領

ア 筒先を背負う要領

右手でノズル付近（回転部分以外）を、左手は背負いひもの中央を持ち、右手を頭上に左手を右腋下にして頭及び左腕を背負いひもにくぐらせ、ノズルが右肩に元金具が左腰の近くにくるようにする。

イ 筒先をおろす要領

左手で筒先の取手近くのプレイパイプを握り、元金具を腹部から頭上へ移動し、背負いひもを右手で持って頭をくぐらせ、右手はノズル付近（回転部分以外）を持ち、左手はプレイパイプの中央部に持ち変える（収納時は除く）。

ウ 筒先の結合と離脱要領

(7) 筒先の結合

ホースのおす金具がやや上を向くように左足先でホース金具部付近をおさえ、おす金具に筒先をあわせ、筒先をまわし、又はおしつけて結合し、これを確認する。

(1) 筒先の離脱

筒先を離脱するには、右手でノズルをもち、右足ぎわに筒先をたて、右足でホースをまたぎ、左足先でホース金具部付近をおさえ、筒先をまわし、又は離脱環を引く。

エ ホースの搬送要領

右手でめす金具部を、左手でめす金具の反対側を保持し、めす金具が上部斜め前方になるよう左肩上に乗せ、左手でめす金具部を保持する。

オ ホースの展張要領

右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。

カ ホースの結合

ホースを結合するには、ホース金具部のおす金具がやや上を向くように右足先でホース金具部付近をおさえた後、ホース金具部のめす金具を両手にもってホースのおす金具にあわせ、結合環をまわし、又はめす金具をおしつけて結合した後、ハカマ部分を両手で引いて結合を確認する。

キ 基本注水姿勢

右手は取手、左手はノズル近くのプレイパイプを握り、握った右手を右腰にあてるようにし仰角おおむね30度（標的注水中は除く。）で保持し、体形は左足を1歩前、ひざをやや曲げると同時に体重を前方に置き、右足は放水の反動力をおさえるため、まっすぐ伸ばし前傾姿勢をとる。

ク とび口の構え方

左手はとび口柄の中央部、右手で柄の後端おおむね10cmをのこした位置を握り、握った右手を右腰部にあて、左腕を水平に伸ばす。また、左ひざはやや曲げると同時に体重を前方におき、右足は真っすぐ伸ばした前傾姿勢をとる。

ケ ポンプ車乗車後の操作要領

ポンプ車操作の場合、各隊員は乗車後、指揮者の「操作始め」の号令により次の操作を行う。

(ア) ドア付の車は、ドアを開いてもよい。

(イ) ドアの付いていない車は、安全バンドをはずすこと。

(ウ) ポンプを作動させるために、ギアチェンジ等の必要な車は、当該操作をすること。

(エ) 4番員は、各隊員の(ア)(イ)(ウ)の必要な操作の完了を確認した後、「よし」と合図すること。

コ 伝達経路

火点側とポンプ側との間の隊員の移動経路（伝達経路等）は、おおむねホースにそって最短距離を進むこととする。

(5) その他

ア 操作実施要領中「……にいたり」とは、基本の姿勢から足を1歩開くか又は踏み出した姿勢をいい、また、「……停止し」とは、基本の姿勢を意味するものであること。

イ ホース延長に際し、搬送に便利な位置に、又は展張に便利な位置にホー

スを搬送する場合は、ホースを両手でかかえてもよいものとする。

また、積載ホースを使用する順番については特に定めない。

ウ 放水中止に伴って、エンジン回転が上昇した場合は、適宜スロットルバルブを操作して調整すること。

エ 待機線、集合線、伝令停止線、及び放水停止線は標示する。

オ 破壊地点とは、ポンプ車又は小型ポンプのほぼ中央部の延長線上で①の左側に並行する地点とする。

カ	凡	例	③	指揮者	③	3番員
			①	1番員	④	4番員
			②	2番員			